

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年4月16日

【四半期会計期間】 第13期第3四半期(自平成23年12月1日至平成24年2月29日)

【会社名】 株式会社 E C I

【英訳名】 ECI, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小野 稔

【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市幸区堀川町580-16
川崎テックセンタービル1F

【電話番号】 044(201)8461

【事務連絡者氏名】 専務取締役経営管理部長 角 政樹

【最寄りの連絡場所】 神奈川県川崎市幸区堀川町580-16
川崎テックセンタービル1F

【電話番号】 044(201)8461

【事務連絡者氏名】 専務取締役経営管理部長 角 政樹

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第12期 第3四半期 連結累計期間		第13期 第3四半期 連結累計期間		第12期	
		自 至	平成22年6月1日 平成23年2月28日	自 至	平成23年6月1日 平成24年2月29日	自 至	平成22年6月1日 平成23年5月31日
売上高	(千円)		55,744		59,826		148,976
経常損失	(千円)		475,579		309,596		578,031
四半期(当期)純損失	(千円)		633,131		294,771		788,290
四半期包括利益又は包括利益	(千円)		633,131		294,771		788,290
純資産額	(千円)		438,467		849,011		593,626
総資産額	(千円)		210,629		117,139		149,705
1株当たり四半期(当期) 純損失金額	(円)		2,949.86		1,349.96		3,667.30
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)						
自己資本比率	(%)		211.8		722.2		401.7

回次		第12期 第3四半期 連結会計期間		第13期 第3四半期 連結会計期間	
		自 至	平成22年12月1日 平成23年2月28日	自 至	平成23年12月1日 平成24年2月29日
1株当たり四半期純損失金額	(円)		1,340.48		443.43

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第12期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
4. 潜在株式調整後、1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、当第3四半期連結累計期間の末日において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項うち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、当社グループは当第3四半期連結累計期間において、294,771千円の四半期純損失を計上した結果、849,011千円の債務超過となっております。

これにより、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

1 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討 内容

(1) 業績の概況

当社グループは、創薬及び創薬関連事業ならびに創薬ツール供給事業において事業を展開しております。当第3四半期連結累計期間における売上高は59,826千円（前年同四半期と比べ4,082千円の増加）、営業損失は279,737千円（前年同四半期の営業損失は475,511千円）、経常損失は309,596千円（前年同四半期の経常損失は475,579千円）、四半期純損失は294,771千円（前年同四半期の四半期純損失は633,131千円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

創薬及び創薬関連事業

社団法人再生医療を考える会とのCPC培養設備一式の売却により売上高35,000千円（前年同四半期と比べ30,952千円の増加）を計上しました。営業損失は113,537千円（前年同四半期の営業損失は223,746千円）となりました。

創薬ツール供給事業

包括的業務提携契約先で当社の機器の販売代理店であるGEヘルスケア・ジャパン株式会社（以下GEHC社）等に対して売上高24,826千円（前年同四半期と比べ25,926千円減少）を計上しました。営業利益は6,914千円（前年同四半期は42,917千円の営業損失）となりました。

なお、当第1四半期連結会計期間から、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当第1四半期連結会計期間から前第3四半期連結累計期間に記載していた健康食品卸売事業からは前連結会計年度中に撤退しております。

当該変更に伴う当第3四半期連結累計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響はありません。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて36,560千円減少し、68,619千円となりました。これは主に、貸倒引当金を当第3四半期累計期間に23,000千円計上したこと、商品及び製品が11,285千円減少したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて3,994千円増加し、48,519千円となりました。これは主に、敷金及び保証金が8,353千円増加したことなどによるものです。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて32,556千円減少し、117,139千円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて225,319千円増加し、789,026千円となりました。これは、未払金が165,388千円増加したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて2,500千円減少し、177,124千円となりました。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて222,819千円増加し、966,150千円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて255,385千円減少し、849,011千円となりました。これは利益剰余金が294,771千円減少したことなどによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに発生した課題はありません。

(4) 研究開発活動

当社においては、バイオ医薬品の開発、医薬品候補化合物の創出など創薬に向けた研究開発活動のほか、創薬基盤技術や細胞分化技術に関する研究開発活動も行っております。国内においては、川崎ラボ(神奈川県川崎市)を研究拠点とし研究開発活動を行うほか、東京大学医学系研究科分子予防医学教室等の大学及び研究機関との共同研究を実施しております。

当第3四半期連結累計期間末現在における主要な研究プロジェクトの進捗状況は下表のとおりです。

カテゴリー	プロジェクト	収益形態	進捗段階(状況)
Bio-pharmaceutical (バイオ医薬品の開発、 創薬シードの創出)	癌治療薬開発プロジェクト (ECI301)	ライセンスアウトによる契 約一時金とロイヤリティー 収入	米国食品医薬品局(FDA)より IND申請が正式承認され、目下 米国NIAにてフェーズ 臨床試 験中
	抗炎症薬開発プロジェクト (FROUNT)		リード化合物の探索段階
Cell-based Drug Discovery (ヒトの細胞を使用した 細胞機能解析技術)	機器開発プロジェクト (GEHC社と代理店契約)	販売による収入	機器開発および販売
	機器開発プロジェクト (新製品TAXI Scan-FL)	販売による収入	機器開発および販売
	ATS等を用いた自社研究 (創薬候補化合物の探索)		スクリーニング系の構築・実 施・バージョンアップ

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における研究開発費は107,539千円(前年同四半期と比べて145,498千円減)となりました。

(5) 従業員数

当第3四半期連結累計期間において、従業員数が8名減少しております。その主な理由は自己都合により退職したことによるものです。

なお、従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除く。)であり、臨時雇用者(パートタイム労働者及び契約社員)は含んでおりません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因

当第3四半期連結累計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

2 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社グループは、当第3四半期連結累計期間においても、294,771千円の四半期純損失を計上し前連結会計年度に引き続き債務超過になっており、その額は849,011千円であります。

当該状況により、当社グループには前連結会計年度に引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当社グループは、当該状況を解消すべく、創薬開発の着実な進展ならびに安定収益事業の確立に向け一層積極的な営業活動に努めており、米国国立衛生研究所(NIH)傘下の国立がん研究所(NCI)でのECI301の治験の進捗状況を踏まえてグローバルライセンス契約を製薬会社、事業会社と行うべく、積極的に交渉を進めております。一方、役員報酬の減額をはじめ事業費用の削減を進め、限られた経営資源である人材、設備、資金、ノウハウを効率的に無駄なく活用して経営効率を高めて参ります。また、当社は必要に応じて、効果的な事業資金の調達を行うべく、平成23年12月2日に第13回新株予約権を発行しており、新たなファイナンスにも取り組んでおります。

以上の施策のもと当社グループは今後とも創薬開発をベースとした研究開発に邁進してまいります。

しかし、これらの改善策は景気の動向や医薬品業界の動向の影響等により十分な営業成績をあげることができない可能性、十分に事業費用が削減できない可

能性、資金調達が順調に進まない可能性があるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

中国の天津天士力製薬会社有限公司（天士力社）からの契約一時金につきましては、平成23年12月30日に近況についてお知らせ致しましたが、医薬品の技術移転に関して中国当局から承認を得るために、技術移転の対象となるホスト細胞および発現ベクターの特許使用の承認と パイオ製剤輸入手続きを実施する必要があるということが判明したため、電話会議を行いました。その結果、 については契約一時金支払いの必須条件ではなく今後製造する時に必要になることが判明しましたが、同時に特許使用権の譲渡手続きが最優先である旨の連絡を受けました。特許使用権の譲渡手続きに関しては、当社の資金不足や社内の人材不足により天士力社への中国語による必要資料の提供ができておらず、手続き完了の目処が立っておりません。天士力社の契約履行に対する基本姿勢は変わっておらず、必要な手続きについても明らかになってはいるものの、当社としては入金までにさらに時間がかかることが予想されますので、今期中の売上計上は困難と判断することに致しました。

一方、柳韓社からの一時金の入金については、その前提となる技術移転に必要な特許上の事務手続きと治験サンプルの安定性試験を急ぐ必要がありますが、当社の資金不足により手続きが滞っております。また同じく一時金支払いの前提となる治験承認の見通しについてですが、柳韓社から承認の日程についての回答を得ていないため、明らかにすることができず、またその目処についても情報がなく現時点では不明です。引き続き遅延理由を含めた承認の見通しについての回答を求めていきます。

未払金の解消について

住友不動産㈱に対する未払金の解消につきましては、先方に対して天士力社および柳韓社からの入金が困難な情勢になっていること、第13回新株予約権の行使状況、さらには今後の新たなグローバルライセンス契約あるいはファイナンスの実施見通しについて説明しております。またわずかな額ではありますが予約権の行使が行われた際に合わせて3回支払をしており、平成24年4月13日現在の残高は5,800万円となっております。今後の支払計画について、当社から明確な支払計画が提示できない状況にあるため、まだ具体的な協議に応じてはもらっておらず、基本的な状況については12月末時点と大きく変わっておりません。

住友不動産㈱以外では、従業員給与を始め、東京証券代行㈱、監査法人、日本年金機構、業務提携先、コンサルタントなど84社に対して総額約4億2,000万円の未払金がございます。

未払金を一掃し、さらに債務超過を解消することについては、引き続き当社のがん治療薬ECI301に注目している製薬会社、事業会社、投資ファンドなどの投資家と積極的にファイナンス交渉を行っておりますが、具体的な解消策の目処はまだ立っておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	750,000
計	750,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年2月29日)	提出日現在発行数(株) (平成24年4月16日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	225,480	242,005	名古屋証券取引所 セントレックス	(注)1・2
計	225,480	242,005		(注)1・2

(注)1 提出日現在発行数には、平成24年3月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数16,525株を含んでおります。

2 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年11月16日
新株予約権の数(個)	150
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	当初の行使価額(6,615円)における株式数：45,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300,000,000
新株予約権の行使期間	平成23年12月6日～平成25年12月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300,000,000 資本組入額 150,000,000
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 新株予約権の名称 株式会社 E C I 第13回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の発行価額の総額 金2,101,050円

3. 申込期日 平成23年12月2日

4. 割当日及び払込期日 平成23年12月2日

5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、以下のように割り当てる

Brilliance Hedge Fund 75個

Brilliance Multi Strategy Fund 75個

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、第9項第(1)号の出資額を第9項第(2)号の行使価額(ただし、第10項及び第11項によって修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」という。)とする。ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

7. 本新株予約権の総数 150個

8. 各本新株予約権の発行価額 金14,007円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、金2,000,000円とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、金6,615円とする(以下「当初行使価額」という。)。ただし、第10項及び第11項の規定に従って修正又は調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

本新株予約権の割当日以降の毎週金曜日(以下、「決定日」という。)の翌取引日以降、決定日(ただし、決定日に終値(気配値を含む、以下同じ。)のない場合又は決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日とする、以下同じ。)の株式会社名古屋証券取引所(以下、「取引所」という。)における当社普通株式の、当該日において有効な行使価額と当該日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(1円未満切り捨て、以下、「基準価格」という。)を比較し、基準価格が行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額を当該基準価格に修正する。なお、第11項で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後の行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、基準価格が当初行使価額の55%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。ただし、第11項による調整を受ける。以下、「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価格が当初行使価額の200%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。ただし、第11項による調整を受ける。以下、「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本行第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引き換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする、以下同じ。)の翌日以降、又、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引き換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される

取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号乃至の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、又、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。又、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式総数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出あたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項第(2)号の規定に拘わらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの調整日と一致する場合には、合理的な理由が存在する場合を除き本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。

- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前期の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。又、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

12. 本新株予約権の行使請求期間

平成23年12月6日から平成25年12月6日までとする。ただし、第14項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権の取得請求

本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、第22項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出することにより、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有する。

16. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 新株予約権の行使制限

- (1) 当社は本新株予約権者に対し、10取引日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間（以下、「行使禁止期間」という。）を指定することができる。ただし、行使禁止期間として指定可能な期間は平成25年11月6日までとする。
- (2) 前号に拘わらず、当社が第14項に基づく取得条項を行使する旨の通知を行った場合、当該通知が発せられた日以降、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全部を自己の自由な裁量により行使することができる。（なお、金融商品取引所の定める有価証券上場規定、同施工規則等のルールの中での対応を行う。）

20. 新株予約権の行使請求方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載したうえ、第12項に定める行使請求期間中に第22項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第22項に定める行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第23項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

21. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。

22. 行使請求受付場所

当社 経営管理部

23. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 六本木支店

24. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される1株当たりの財産について、新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び買受契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の発行価額を決定した。本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額は第9項記載のとおりである。

25. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長CEOに一任する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第3四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

	第3四半期会計期間 (平成23年12月1日から平成24年2月29日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	22

当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	9,580
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	4,592
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	44,308
当該四半期会計期間の末日における権利行使された 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	22
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	9,580
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	4,592
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	44,308

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年12月16日(注)	8,700	224,600	20,140	2,786,784	20,140	3,913,420
平成24年2月17日(注)	880	225,480	2,014	2,788,798	2,014	3,915,434

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成24年3月21日、平成24年4月6日、平成24年4月12日、平成24年4月13日に第13回新株予約権の権利行使が行われ、発行済株式総数が16,525株、資本金及び資本準備金がそれぞれ42,294千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、BRILLIANCE CAPITAL MANAGEMENT PTE. LTD. 平成24年2月28日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成24年2月22日現在で以下の通り株式を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当第3四半期会計期間末の実質保有株式数の確認ができておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券保有割合 (%)
BRILLIANCE CAPITAL MANAGEMENT PTE. LTD.	80 ROBINSON ROAD #02-20 SINGAPORE 068898	31,000 (注) 1	10.85

(注) 上記保有株券等の数には、保有潜在株式30,120株が含まれております。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年11月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 215,900	215,900	
単元未満株式			
発行済株式総数	215,900		
総株主の議決権		215,900	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄には証券保管振替機構名義の株式が33株含まれております。

2 「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数33個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
計					

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年12月1日から平成24年2月29日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年6月1日から平成24年2月29日まで)に係る四半期連結財務諸表について、阪神公認会計士共同事務所の小谷陽亮氏及び山中雄太氏の両名による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年5月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,080	2,078
受取手形及び売掛金	47,463	46,518
商品及び製品	23,958	12,672
仕掛品	-	8,170
原材料及び貯蔵品	10,125	10,113
前渡金	10,128	6,355
前払費用	883	31
未収消費税等	9,661	4,899
その他	880	778
貸倒引当金	-	23,000
流動資産合計	105,180	68,619
固定資産		
有形固定資産		
建物	862	11,993
減価償却累計額	854	3,153
建物(純額)	8	8,839
工具、器具及び備品	807,637	794,199
減価償却累計額	763,627	763,029
工具、器具及び備品(純額)	44,009	31,170
有形固定資産合計	44,018	40,009
無形固定資産		
ソフトウェア	394	156
無形固定資産合計	394	156
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
敷金及び保証金	-	8,353
破産更生債権等	89,876	89,876
その他	111	-
貸倒引当金	89,876	89,876
投資その他の資産合計	111	8,353
固定資産合計	44,524	48,519
資産合計	149,705	117,139

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年5月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年2月29日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,119	5,664
短期借入金	93,150	126,244
未払金	401,677	567,066
未払費用	4,218	3,216
未払法人税等	17,040	29,131
前受金	-	23,100
預り金	32,113	32,547
本社移転費用引当金	6,622	-
その他	764	2,054
流動負債合計	563,707	789,026
固定負債		
長期預り金	179,624	177,124
固定負債合計	179,624	177,124
負債合計	743,331	966,150
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,766,644	2,788,798
資本剰余金	3,893,280	3,915,434
利益剰余金	7,261,265	7,556,036
株主資本合計	601,340	851,803
新株予約権	7,713	2,791
純資産合計	593,626	849,011
負債純資産合計	149,705	117,139

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年6月1日 至平成24年2月29日)
売上高	55,744	59,826
売上原価	1 28,682	1 22,077
売上総利益	27,061	37,749
販売費及び一般管理費		
販売費及び一般管理費合計	2 502,573	2 317,486
営業損失()	475,511	279,737
営業外収益		
受取利息	7	0
還付消費税等	-	1,389
雑収入	73	992
為替差益	151	-
営業外収益合計	232	2,381
営業外費用		
支払利息	24	273
株式交付費	275	-
支払手数料	-	12,905
未払金遅延利息	-	18,150
為替差損	-	912
営業外費用合計	300	32,241
経常損失()	475,579	309,596
特別利益		
債務免除益	-	15,156
有形固定資産売却益	-	808
特別利益合計	-	15,964
特別損失		
本社移転費用引当金繰入額	3 156,426	-
固定資産除却損		14
特別損失合計	156,426	14
税金等調整前四半期純損失()	632,006	293,646
法人税、住民税及び事業税	1,125	1,125
法人税等合計	1,125	1,125
少数株主損益調整前四半期純損失()	633,131	294,771
四半期純損失()	633,131	294,771

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年6月1日 至平成24年2月29日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	633,131	294,771
四半期包括利益	633,131	294,771
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	633,131	294,771
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結累計期間（自平成23年6月1日至平成24年2月29日）

当社グループは、当第3四半期連結累計期間においても、294,771千円の四半期純損失を計上し、前連結会計年度に引き続き債務超過になっており、その額は849,011千円であります。

当該状況により、当社グループには前連結会計年度に引き続き継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当社グループは、今期中に当該状況を解消すべく、創薬開発の着実な進展ならびに安定収益事業の確立に向け一層積極的な営業活動に努めており、米国国立衛生研究所(NIH)傘下の国立がん研究所(NCI)でのECI301治験の進捗状況を踏まえてグローバルライセンス契約を製薬会社、事業会社と行うべく、積極的に交渉を進めております。一方、役員報酬の減額をはじめ事業費用の削減を進め、限られた経営資源である人材、設備、資金、ノウハウを効率的に無駄なく活用して経営効率を高めて参ります。また、当社は平成23年12月2日に第13回新株予約権を発行しておりますが、引き続き当社のがん治療薬ECI301に注目している製薬会社、事業会社、投資ファンドなどと積極的にファイナンス交渉を行っております。

以上の施策のもと当社グループは今後とも創薬開発をベースとした研究開発に邁進してまいります。

しかし、これらの改善策は景気の動向や医薬品業界の動向の影響等により十分な営業成績をあげることができない可能性、十分に事業費用が削減できない可能性、資金調達が順調に進まない可能性があるため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年6月1日至平成24年2月29日)
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年6月1日 至平成24年2月29日)																														
<p>1 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">1,253千円</p> <p>2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">43,784千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td style="text-align: right;">74,602千円</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td style="text-align: right;">253,037千円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td style="text-align: right;">25,391千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">6,141千円</td></tr> </table> <p>3 当社は平成23年5月中での本社移転を予定しており、本社移転に伴う損失額を合理的に見積もり、本社移転費用引当金繰入として計上しております。内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>固定資産除却損</td><td style="text-align: right;">16,933千円</td></tr> <tr><td>違約金</td><td style="text-align: right;">62,192千円</td></tr> <tr><td>使用損害金</td><td style="text-align: right;">31,791千円</td></tr> <tr><td>遅延損害金</td><td style="text-align: right;">5,509千円</td></tr> <tr><td>原状回復費用</td><td style="text-align: right;">30,000千円</td></tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">移転費用 10,000千円</p> <p style="margin-left: 20px;">合計 156,426千円</p>	役員報酬	43,784千円	給与手当	74,602千円	研究開発費	253,037千円	業務委託費	25,391千円	減価償却費	6,141千円	固定資産除却損	16,933千円	違約金	62,192千円	使用損害金	31,791千円	遅延損害金	5,509千円	原状回復費用	30,000千円	<p>1 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。</p> <p style="text-align: right;">2,017千円</p> <p>2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%;"> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">27,734千円</td></tr> <tr><td>給与手当</td><td style="text-align: right;">41,234千円</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td style="text-align: right;">107,539千円</td></tr> <tr><td>業務委託費</td><td style="text-align: right;">16,004千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">6,170千円</td></tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">貸倒引当金繰入 23,000千円</p>	役員報酬	27,734千円	給与手当	41,234千円	研究開発費	107,539千円	業務委託費	16,004千円	減価償却費	6,170千円
役員報酬	43,784千円																														
給与手当	74,602千円																														
研究開発費	253,037千円																														
業務委託費	25,391千円																														
減価償却費	6,141千円																														
固定資産除却損	16,933千円																														
違約金	62,192千円																														
使用損害金	31,791千円																														
遅延損害金	5,509千円																														
原状回復費用	30,000千円																														
役員報酬	27,734千円																														
給与手当	41,234千円																														
研究開発費	107,539千円																														
業務委託費	16,004千円																														
減価償却費	6,170千円																														

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月28日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年6月1日 至平成24年2月29日)
減価償却費	27,929千円
	14,912千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年6月1日 至 平成23年2月29日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

第三者割当増資により、当第3四半期連結累計期間において資本金が35,100千円、資本準備金が35,100千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が2,766,644千円、資本準備金が3,893,280千円となっております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当第3四半期連結累計期間において、第三者割当による新株予約権の権利行使により、資本金が22,154千円、資本準備金が22,154千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が2,788,798千円、資本準備金が3,915,434千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年6月1日 至 平成23年2月28日)

(単位：千円)

	報告セグメント			計	その他 (注)	合計
	創薬及び 創薬関連事業	創薬ツール 供給事業	健康食品 卸売事業			
売上高						
外部顧客に対する売上高	4,047	50,752	944	55,744		55,744
セグメント間の内部売上高 又は振替高						
計	4,047	50,752	944	55,744		55,744
セグメント利益又は損失()	223,746	42,917	418	266,244	209,266	475,511

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない一般管理費等の全社費用であります。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			計	その他 (注)	合計
	創薬及び 創薬関連事業	創薬ツール 供給事業				
売上高						
外部顧客への売上高	35,000	24,826	59,826			59,826
セグメント間の内部売上高 又は振替高						
計	35,000	24,826	59,826			59,826
セグメント利益又は損失()	113,537	6,914	106,623		173,113	279,737

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない一般管理費等の全社費用であります。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結会計期間から、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、前第3四半期連結累計期間に記載していた健康食品卸売事業からは前連結会計年度中に撤退しております。当該変更に伴う四半期連結累計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年6月1日 至平成23年2月29日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年6月1日 至平成24年2月29日)
(1) 1株当たり四半期純損失金額	2,949円86銭	1,349円96銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	633,131	294,771
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	633,131	294,771
普通株式の期中平均株式数(株)	214,631	218,355
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後、1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年6月1日 至 平成24年2月29日)

第13回新株予約権の一部権利行使について

平成23年12月2日に当社が発行しました第13回新株予約権の一部権利行使が平成24年3月21日、平成24年4月6日、平成24年4月12日、平成24年4月13日に行われました。権利行使の内容は合計で、行使額84,000千円、交付株式数16,525株(42個)、残存個数86個、残存額172,000千円であり、行使後の発行済株式総数は242,005株になっております。

また、上記権利行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ42,294千円増加し、資本金が2,831,092千円、資本準備金が3,957,728千円となっております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 4月16日

株式会社 E C I
取締役会 御中

阪神公認会計士共同事務所

公認会計士 小谷 陽亮 印

公認会計士 山中 雄太 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 E C I の平成23年6月1日から平成24年5月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年12月1日から平成24年2月29日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年6月1日から平成24年2月29日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たちの責任は、私たちが実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

私たちは、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 E C I 及び連結子会社の平成24年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当第3四半期連結累計期間においても、294,771千円の四半期純損失を計上し、849,011千円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
当該事項は、私たちの結論に影響を及ぼすものではない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は第13回新株予約権につき、平成24年3月21日、平成24年4月6日、平成24年4月12日及び平成24年4月13日付で一部権利行使があり、新株式の発行を行っている。
当該事項は、私たちの結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。